

5 建第 551号 -35
令和 5年12月27日

ワタナベ工業（有）

渡邊 愛彦 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



特定建設業の許可について（通知）

令和 5年 10月 25日付けで申請のあった特定建設業については、

建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許可番号 福岡県知事 許可（特一5）第 44602号

許可の有効期間 令和 5年 12月 27日から 令和 10年 12月 26日まで

建設業の種類

| | |
|---------|----------|
| 土木工事業 | とび・土工工事業 |
| 石工事業 | 鋼構造物工事業 |
| 舗装工事業 | しゆんせつ工事業 |
| 水道施設工事業 | |

注） 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限； 令和 10年 11月 26日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)